

京都女子大学大学院
こころの相談室

心理臨床研究

KYOTO WOMEN'S UNIVERSITY GRADUATE SCHOOL

2016
第8号

本誌は、京都女子大学大学院「こころの相談室」の心理臨床研究の発表および活動報告を目的として発行するものです。

本誌には、事例研究も掲載しております。読者の方々には個人の尊重の意味から秘密の保持について十分なご配慮をお願いいたします。

巻頭言 新しい時代の心理臨床家の養成のために…………… 倉本義則 …… 1

研究論文

- スーパーヴィジョンがケースに与える影響について
—ヴァイザーとヴァイジーの両者による検討—
…………… 築地典絵・橋村 和 …… 3
- 青年期女子における「ひとりでいられる能力」に養育者との関係が
与える影響について ……………… 瀬尾采那 …… 11
- 過去の対人的経験が青年期のレジリエンスに与える影響
…………… 仲埜由希子 …… 25
- 青年期における自己像と時間的展望の関連について
…………… 宮地涼子 …… 37
- 吃音児の親の心理とサポートとの関連
…………… ブリガム 佳代 …… 49

事例研究

- 学校でトラブルメーカーとみなされた小学生男子との
プレイセラピーの過程 ……………… 葛野 憂利華 …… 63

講演録

- 平成27年度 公開講座
「子どもの家庭内性暴力被害の実態と課題」
…………… 山本恒雄 …… 71
- 平成28年度 公開講座
認知行動療法からまなぶ—子どものやる気と力を引き出す遊び方
…………… 高橋 史 …… 97

報告

- 平成27・28年度公開講座報告 ……………… 119
- 平成27・28年度活動報告 ……………… 120
- 京都女子大学大学院こころの相談室規則…………… 125

編集後記

- …………… 稲塚葉子
-

平成27年度

第14回公開講座報告

日本では子どもの性暴力被害全般に対する社会的な認知や認識は低く、それに対応するための体制もほとんど整備されていない現状がある。もともと社会的に表だっては報告されない数が多い性暴力被害事案の中でも、特に家庭内性暴力の実体は、DV（ドメスティック・バイオレンス）における性被害以外の問題と並んで表面化しづらい傾向がある。なぜ多くの被害者が被害を隠すのか、どんな状況で家庭内性暴力は起こっているのか。第14回公開講座では、長年日本における家庭内性暴力被害について実践と研究を続けてこられた山本恒雄先生に、児童虐待問題として児童福祉機関が対応している家庭内性暴力被害の現状を手がかりにしながら、その実態と対応に関する今後の課題についてご講演いただいた。

日 時：平成27年7月11日（土）

14：00～17：00

テーマ：子どもの家庭内性暴力被害の実態と課題

講 師：山本恒雄先生（愛育研究所客員研究員、やまもとつねお関西学院大学非常勤講師、臨床心理士）
倉本義則（本学教授）

参加者：本講座のテーマに関心をお持ちの方で、主に心理職、教職員、公的機関職員、学生など、131名の方が参加された。職種別の参加割合は図1のとおりである。

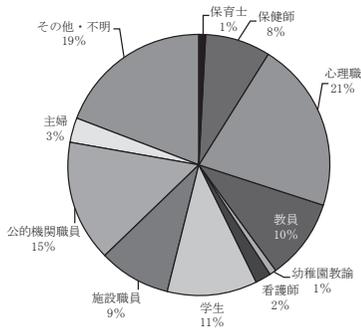


図1 参加者の職種別割合

平成28年度

第15回公開講座報告

さまざまな困難を抱える子ども達がクローズアップされる中、実際にどのように子ども達に接することが、そういった子ども達の中に眠るやる気と力を引き出すことにつながるのか、今一つはっきりしないのが実情である。特に発達障害や不登校といった子どもに関連する困りごとへの対応においては、「子ども」と一括りにするのではなく、1人1人の個性に合った対応が求められる。そこで、第15回公開講座では、今注目されている「認知行動療法」の発想と手法から、子ども達1人1人のために私達大人がどういった具体的な支援を行うことができるのか、そのためのポイントを学ぶために、この領域でご活躍されている高橋 史先生をお招きした。先生の豊富な臨床経験から、子どもとうまく関わるための支援の基本と方法をご講演いただいた。

日 時：平成28年7月2日（土）

14：00～17：00

テーマ：認知行動療法からまなぶ—子どものやる気と力を引き出す遊び方—

講 師：高橋 史先生（信州大学学術研究院教育学系 准教授）
たかはしふみと

下津咲絵（本学准教授）

参加者：本講座のテーマに関心をお持ちの方で、主に学生、教職員、施設職員、保育士など、228名の方が参加された。職種別の参加割合は図2のとおりである。

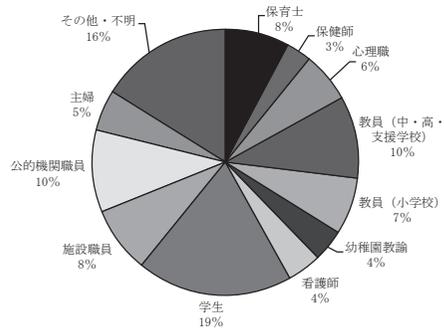


図2 参加者の職種別割合

平成27年度および平成28年度 こころの相談室活動報告

京都女子大学大学院こころの相談室における平成27年度および平成28年度の活動の概要について報告する。

I 相談室のスタッフ構成

スタッフの構成については表1の通りである。主に主任相談員と院生が相談業務を遂行している。また大学院修了後の研修生も、最長2年間継続中のケースを担当している。

表1 こころの相談室 スタッフ構成

	平成27年度	平成28年度
室長	1	1
研究員	5	5
主任相談員	3	3
院生相談員	7	5
研修生	5	4
計	21	18

II 相談活動

1. 相談件数

平成27年度と28年度の年齢別相談件数は表2、表3に示す通りであり、新規件数はここ数年間で最も低い数字となった。これまでと同様の傾向として、女性の相談件数が全体の約80%を占めている。年齢別では就学後の児童期の子どもの割合が高く、またその保護者の年齢層である、40代の来談者が多かった。

表2 平成27年度 年齢別相談件数

(平成27年1月～12月) 単位：人

年齢	男性	女性	計
0歳～6歳	3(1)	0	3(1)
7歳～12歳	8(2)	7	15(2)
13歳～15歳	0	3	3
16歳～18歳	0	2(1)	2(1)
19歳～30歳	1(1)	7(2)	8(3)
31歳～40歳	1	6	7
41歳～50歳	0	19(5)	19(5)
51歳～	0	8(5)	8(5)
計	13(4)	52(13)	65(17)

() 内は新規件数

表3 平成28年度 年齢別相談件数

(平成28年1月～12月) 単位：人

年齢	男性	女性	計
0歳～6歳	1	0	1
7歳～12歳	10(3)	7(1)	17(4)
13歳～15歳	0	3	3
16歳～18歳	0	4(1)	4(1)
19歳～30歳	0	4(1)	4(1)
31歳～40歳	3(1)	7(3)	10(4)
41歳～50歳	0	16(1)	16(1)
51歳～	0	6	6
計	14(4)	47(7)	61(11)

() 内は新規件数

2. 面接形態および月別面接回数

表4、5は平成27年度と平成28年度の面接形態と月別面接回数を示したものである。面接形態を比較すると、28年度で単独面接が増え、その反面、家族並行面接が減少した。月別面接回数では前半はほぼ同じペースで推移していたが、

28年度の後半に入り、終了するケースが多くなったことや、継続ケースの来室頻度が低くなり、そのため延べ面接回数が前年度より減少した。ここ数年、新規件数の確保が厳しい状況が続いている中で、相談室を広く浸透させていくためには、広告媒体やインターネットなどの広報活

動を積極的に行なうことや、地域の関連施設、教育や医療機関との連携をより一層深めていく事が必要である。両年度の12月末時点での面接経過状況は表6、7に示す通りである。

表4 平成27年度 面接形態および月別面接回数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
受理面接	0	1	3	3	0	3	0	1	3	1	2	0	17
単独面接	24	21	21	33	31	23	24	12	22	22	29	28	290
家族並行面接	76	83	61	75	97	73	60	57	74	72	73	59	860
心理査定面接	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
計	100	107	85	111	128	99	84	71	99	95	104	87	1170

表5 平成28年度 面接形態および月別面接回数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
受理面接	0	1	1	0	1	1	4	0	0	1	2	0	11
単独面接	30	32	25	45	40	50	56	28	45	49	48	39	487
家族並行面接	75	88	59	63	48	45	43	18	40	26	23	22	550
心理査定面接	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	3
計	105	121	85	109	89	96	104	47	85	76	73	61	1051

表6 平成27年度 12月末時点の面接経過状況

経過形態	平成27年以前より継続	27年新規	計
終 結	7	2	9
継 続	39	11	50
中 断	2	1	3
ガイダンス	0	1	1
リファー	0	2	2
計	48	17	65

表7 平成28年度 12月末時点の面接経過状況

経過形態	平成28年以前より継続	28年新規	計
終 結	12	0	12
継 続	33	8	41
中 断	2	2	4
ガイダンス	0	1	1
リファー	3	0	3
計	50	11	61

3. 主訴別分類・診断別分類

主訴別件数では27年度、28年度とも最も多かったのは発達障害や情緒的問題などの「発達の問題」に関する相談で半数近くを占めた。27年度はそれに次いで「こころの問題」が多かったが、28年度では親子関係の「家族の問題」や不登校など「学校の問題」が増え「こころの問題」と同じ件数となった。(表8, 9)

診断別件数についてはどちらの年度とも「発達障害およびその疑い」が本人面接、保護者面接ともに最も多く、「発達過程における情緒的問題」がそれに続いている。(表10, 11)

表8 平成27年度 主訴別件数

単位：人

主訴区分			男性	女性	計
発達の 問題	発達障害	発達の遅れ, 言葉の遅れ, 自閉, 多動等	6(2)	15(2)	21(4)
	情緒的問題	チック, 夜尿等	2	9	11
学校の 問題	不登校		1(1)	2(2)	3(3)
	その他	集団不適應, 学校での対人関係等	2	2(1)	4(1)
家族の 問題	親子関係の問題	子育て, 教育, しつけ等	1	6(2)	7(2)
	夫婦関係の問題		0	1(1)	1(1)
	その他	嫁姑関係, 同胞関係等	0	0	0
こころ の問題	こころの悩み・精神的問題	対人恐怖, 不安, 抑鬱, 摂食障害, 心身症状等	1(1)	8(2)	9(3)
	性格・生き方の問題		0	5(1)	5(1)
社会的 問題	社会での問題	職場・近隣での対人関係等	0	3(1)	3(1)
	反社会的問題	非行等	0	0	0
その他		被害等	0	1(1)	1(1)
計			13(4)	52(13)	65(17)

() 内は平成27年度新規相談件数

表9 平成28年度 主訴別件数

単位：人

主訴区分			男性	女性	計
発達の 問題	発達障害	発達の遅れ, 言葉の遅れ, 自閉, 多動等	5(1)	17(1)	22(2)
	情緒的問題	チック, 夜尿等	1	5	6
学校の 問題	不登校		4(3)	4(1)	8(4)
	その他	集団不適應, 学校での対人関係等	1	2(1)	3(1)
家族の 問題	親子関係の問題	子育て, 教育, しつけ等	2	9(4)	11(4)
	夫婦関係の問題		0	0	0
	その他	嫁姑関係, 同胞関係等	0	0	0
こころ の問題	こころの悩み・精神的問題	対人恐怖, 不安, 抑鬱, 摂食障害, 心身症状等	1	7	8
	性格・生き方の問題		0	3	3
社会的 問題	社会での問題	職場・近隣での対人関係等	0	0	0
	反社会的問題	非行等	0	0	0
その他		被害等	0	0	0
計			14(4)	47(7)	61(11)

() 内は平成28年度新規相談件数

表10 平成27年度 診断別件数 単位：人

診断区分		男性	女性	計
本人 面接	発達障害およびその疑い	6(2)	4	10(2)
	発達過程における情緒的問題	3	7(1)	10(1)
	不登校	0	0	0
	集団不適応	0	1	1
	親子関係の問題 (思春期以降の子どもとの関係)	0	2(1)	2(1)
	親との関係の問題 (子の立場から)	1	1	2
	育児の問題 (幼少期)	0	2	2
	家族関係の問題	0	4(3)	4(3)
	対人関係の問題	1(1)	5	6(1)
	同一性の問題	0	2(1)	2(1)
	人格障害およびその疑い	0	0	0
	神経症水準	0	2(1)	2(1)
	生き方の問題	0	2(1)	2(1)
	その他	1(1)	1	2(1)
保護者 面接	発達障害およびその疑い	0	12(2)	12(2)
	発達過程における情緒的問題	0	5(1)	5(1)
	不登校	0	1(1)	1(1)
	集団不適応	1	0	1
	家族関係の問題	0	0	0
	対人関係の問題	0	0	0
	その他	0	1(1)	1(1)
計	13(4)	52(13)	65(17)	

() 内は平成27年度新規相談件数

表11 平成28年度 診断別件数 単位：人

診断区分		男性	女性	計	
本人 面接	発達障害およびその疑い	6(1)	7(3)	13(4)	
	発達過程における情緒的問題	2	6	8	
	不登校	2(2)	1	3(2)	
	集団不適応	0	1	1	
	親子関係の問題 (思春期以降の子どもとの関係)	0	2(1)	2(1)	
	親との関係の問題 (子の立場から)	1	4(2)	5(2)	
	育児の問題 (幼少期)	0	0	0	
	家族関係の問題	0	1	1	
	対人関係の問題	1	2	3	
	同一性の問題	0	1	1	
	人格障害およびその疑い	0	0	0	
	神経症水準	0	2	2	
	生き方の問題	0	1	1	
	心身症	0	1	1	
	保護者 面接	発達障害およびその疑い	0	11	11
		発達過程における情緒的問題	0	6(1)	6(1)
不登校		1(1)	1	2(1)	
集団不適応		1	0	1	
親子関係の問題		0	0	0	
家族関係の問題		0	0	0	
その他		0	0	0	
計	14(4)	47(7)	61(11)		

() 内は平成28年度新規相談件数

Ⅲ 子育て教室

子育て支援活動の一環として、また、臨床心理士を目指す大学院生の教育・実践の場として、当相談室では平成14年度から子育て教室を開催している。就園までの乳幼児とその親を対象とし、週1回1時間の小グループ活動を行っているが、遊びを通して、子どもの発達や親子関係、親子それぞれの仲間作りを支援することを目的とし、育児や発達に関する参加者の不安や疑問

にもきめ細やかに対応していくよう心がけている。

平成27年度、28年度の子育て教室は、以下のような要領で行われた。年間スケジュールは表12、13の通りである。近年の傾向として、上の子の就園により卒業となった方が、第二子、第三子等の誕生によって再参加するケースが多くっており、また、そういった長期参加者からの紹介で元々知り合いの親子が参加されるということも増えている。新しい出会いの場としての工夫が求められている。様々な状況にありい

ろんなニーズを持ったそれぞれの親子の興味関心が続くようなプログラムの組み立てや、教室でゆったり過ごしながらかげに相談や話ができる場としても機能できるように心がけ、今後もさらに充実した活動を展開させていきたいと考えている。

【期間】平成27年4月～平成28年3月
 (平成27年度)
 平成28年4月～平成29年3月
 (平成28年度)

【日時】毎週木曜日 午前10～11時
 【場所】こころの相談室 プレイルーム1,
 プレイルーム3
 【参加者】親子10組(平成27年度)
 親子8組(平成28年度)
 【スタッフ】教員2名, 相談員3名, 院生5名
 (平成27年度)
 教員2名, 相談員2名, 院生5名
 (平成28年度)
 【参加費】無料

表12 年間スケジュール (平成27年度)

4月30日	出席カード作り	10月22日	おさんぽ
5月7日	音おもちゃ遊び	10月29日	ハロウィン遊び
5月14日	おままごと遊び	11月5日	お庭遊び(砂場)
5月28日	お庭遊び	11月12日	どんぐり・落ち葉拾い
6月4日	ボールプール・風船遊び	11月19日	制作(どんぐりを使って)
6月11日	ブロック遊び	11月26日	新聞紙遊び
6月18日	乗り物遊び	12月3日	粘土遊び
6月25日	からだ遊び	12月10日	クリスマス飾り作り
7月2日	七夕飾り作り	12月17日	クリスマス会
7月9日	からだ遊び(巧技台他)	＜冬期休業＞	
7月16日	水遊び・ヨーヨーつり	1月14日	お正月遊び
＜夏期休業＞		1月21日	ボールプール遊び
9月17日	ブラレール遊び	1月28日	段ボール・ブロック遊び
9月24日	水お絵かき遊び	2月18日	シール遊び
10月1日	ミニ運動会	2月25日	乗り物遊び
10月8日	お庭遊び(砂場・ブランコ)	3月3日	室内自由遊び
10月15日	お庭遊び・手形取り	3月10日	お楽しみ会

表13 年間スケジュール (平成28年度)

4月28日	出席カード作り	10月27日	お庭遊び(砂場)
5月12日	おさんぽ	11月10日	お庭遊び(砂場)
5月19日	お庭遊び(砂場・ブランコ)	11月17日	どんぐり・落ち葉拾い
5月26日	自己紹介カード作り	11月24日	シール・スタンプ遊び
6月2日	お庭遊び(砂場・ブランコ)	12月1日	からだ遊び
6月9日	ボールプール遊び	12月8日	クリスマス会飾り作り
6月16日	乗り物遊び	12月15日	クリスマス会
6月23日	ブラレール遊び	＜冬期休業＞	
7月14日	プール遊び	1月12日	新聞紙遊び
＜夏期休業＞		1月19日	ブラレール遊び
9月8日	紙吹雪遊び	2月9日	粘土遊び
9月15日	お庭遊び(砂場)	2月16日	乗り物遊び
9月29日	室内自由遊び	2月23日	お絵かき・シール遊び
10月6日	室内自由遊び	3月2日	ひな飾り作り
10月13日	室内自由遊び	3月9日	お楽しみ会
10月20日	水お絵かき遊び		

IV 教育活動

大学休暇期間を除く毎週木曜日の午後1時から、室長をはじめ、教員、主任相談員、院生の相談室スタッフ全員参加によるケースカンファレンスが開催され、院生が相談室や学外の実習

先で受け持つケースについて、事例の発表と検討が行なわれた。(平成27年度 31回, 平成28年度 27回)

また新規申込の際には担当者を決定するためのインタークカンファレンスが行われ、インターク、終結報告、および引継ぎカンファレンスも実施された。

京都女子大学大学院こころの相談室規則

(設置)

第1条 京都女子大学大学院学則第44条に基づき、京都女子大学大学院（以下「本大学院」という。）に京都女子大学大学院こころの相談室（以下「相談室」という。）を置く。

- 2 相談室の組織及び運営は、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 相談室は建学の精神に則り、臨床心理学の実践にかかわる学術研究を深め、その成果を京都女子大学大学院の教育、並びに社会一般に還元することを目的とする。

(事業)

第3条 相談室は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 心理学的援助を必要としている一般の人々に対する心理教育相談
- (2) 大学院発達教育学研究科心理学専攻博士前期課程臨床心理学領域、及び同教育学専攻博士後期課程心理学領域の学生に対する臨床心理学の研究・実習指導
- (3) 臨床心理学に関する学術的調査・研究及びその成果の発表と刊行
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要と認めた事業

(心理教育相談の種類及び相談料金)

第4条 心理教育相談の種類及び相談料金については別に定める。

(相談室構成員)

第5条 相談室の事業を行うため次の構成員を置く。

- (1) 室長 1名
- (2) 研究員 若干名
- (3) 兼任研究員 若干名
- (4) 主任相談員（非専任職員） 若干名
- (5) 院生相談員

- 2 受付業務等の事務処理のため事務員を置くことができる。

(室長)

第6条 室長は相談室運営業務全般を統括するとともに、相談室構成員として、相談活動に従事する。

- 2 室長は院生相談員に対する助言・指導を行い、その責任を負う。
- 3 室長は大学院発達教育学研究科心理学専攻博

士前期課程臨床心理学領域の専任教授で、かつ（財）日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士の資格を有する者（以下「有資格者」という。）の中から、発達教育学研究科委員長の推薦にもとづき、学長が委嘱する。

- 4 室長の任期は2年とし、重任を妨げない。

(研究員)

第7条 研究員は室長を補佐して、相談室運営業務全般に従事するとともに、相談活動に従事する。

- 2 研究員は室長とともに院生相談員に対する助言・指導を行い、その責任を負う。
- 3 研究員は大学院発達教育学研究科心理学専攻博士前期課程臨床心理学領域の専任教員で、有資格者の中から、室長の推薦にもとづき学長が委嘱する。
- 4 研究員の任期は2年とし、重任を妨げない。

(兼任研究員)

第8条 兼任研究員は、室長、研究員とともに相談活動を分担することができる。

- 2 兼任研究員は室長、研究員とともに院生相談員の助言・指導を行い、その責任を負う。
- 3 兼任研究員は大学院発達教育学研究科心理学専攻博士前期課程臨床心理学領域の専任教員で、有資格者と同等以上の心理臨床経験を有するものの中から、室長が推薦し、運営委員会の議を経て、学長が委嘱する。
- 4 兼任研究員の任期は2年とし、重任を妨げない。

(主任相談員)

第9条 主任相談員は、室長・研究員とともに、相談活動を分担し、併せて相談活動に付随する諸業務に従事する。

- 2 主任相談員は原則として臨床心理士の資格取得後3年以上、もしくはそれと同等以上の心理臨床経験を有するもので、運営委員会の議を経て委員長が推薦し、学長の申し出にもとづき、学園長の承認を得て、理事長名で雇用契約を締結する。

(院生相談員)

第10条 削除

第11条 院生相談員は、大学院発達教育学研究科心理学専攻博士前期課程臨床心理学領域及び同教育学専攻博士後期課程心理学領域の学生で室長が認めた者とする。

- 2 院生相談員は、室長・研究員・兼担研究員の指導・監督のもとに相談に従事することができる。

(運営委員会)

第12条 相談室の適正かつ円滑な運営を図るため、こちらの相談室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設ける。

(運営委員会の構成)

第13条 運営委員会は次の各号に定める委員をもって構成する。

- (1) 教務部長
- (2) 総務部長
- (3) 各研究科委員長
- (4) 教務部次長
- (5) 大学院委員会委員の中より、学長の指名する者1名
- (6) 室長
- (7) 研究員

(任期)

- 第14条 前条第5号に定める委員の任期は1年とし、重任を妨げない。
- 2 前項の委員に欠員が生じたときは、直ちに補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 前条第5号を除く委員の任期は、それぞれの在任中とする。

(委員長)

第15条 委員長は発達教育学研究科委員長をもってあてる。

(運営委員会の運営)

- 第16条 委員長は運営委員会を招集し、その議長となる。
- 2 運営委員会は委員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数の同意により議事を決する。
- 3 委員長は必要に応じて、関係職員に出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

(運営委員会の審議事項)

- 第17条 運営委員会は次の事項を審議する。
- (1) 相談室の管理運営に関すること
 - (2) 臨床心理業務の基本方針に関すること
 - (3) 院生相談員の研究・実習指導に関わる基本方針に関すること
 - (4) 兼担研究員・主任相談員・相談員の選任に関すること
 - (5) 他の部局及び大学院委員会等の連携に関する事項
 - (6) その他、相談室の業務に関する基本的事項

(専門会議)

第18条 第3条の事業を円滑に行うため、運営委員会のもとに専門会議を設ける。

- 2 専門会議は第5条第1号から第4号までの構成員、及び学部事務センター課長をもって構成する。
- 3 専門会議は室長が議長となって議事を運営する。
- 4 室長は必要に応じて、関係職員に出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

(専門会議の審議事項)

- 第19条 専門会議は次の事項を審議する。
- (1) 臨床心理活動に関する事項
 - (2) 臨床心理相談担当者の業務分担並びに連絡調整に関する事項
 - (3) 院生相談員の指導に関する事項
 - (4) その他臨床心理活動に必要な具体的事項

(事務の所掌)

第20条 こちらの相談室の事務は、教務部学部事務センターがこれを所掌する。

(機密の保持)

- 第21条 相談担当者及び相談室の業務に関与する者は、職務上知り得た相談者の秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 その他、倫理に関わる事項については、(財)日本臨床心理士資格認定協会の規定する「臨床心理士倫理綱領」を遵守するものとする。

(改廃)

第22条 この規則の改廃は、大学院委員会の議を経て学長の申し出にもとづき学園長が行う。

- 附 則 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則
- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この改正規則施行の際、現に室長及び研究員である者は、この改正規則により委嘱された室長及び研

究員と見做す。但しその任期は、旧規則に基づく任期満了の日までとする。

- 3 第3条第2号の定めにかかわらず、相談室は大学院文学研究科教育学専攻博士前期課程臨床心理学領域及び同後期課程心理学領域の学生に対する臨床心理学の研究・実習指導も行うものとする。
- 4 第10条第2項の定めにかかわらず、「本大学院修了者」には大学院文学研究科教育学専攻博士前期課程臨床心理学領域の修了者も含めるものとする。
- 5 第11条第1項の定めにかかわらず、室長が認めた場合は、大学院文学研究科教育学専攻博士前期課程臨床心理学領域及び同博士後期課程心理学領域の学生を院生相談員とすることができるものとする。

◆◆◆編集後記◆◆◆

京都女子大学大学院「こころの相談室」心理臨床研究・第8号をお届けします。2001年の「こころの相談室」開設時から隔年で継続して発行できていますこと、学内外の皆さまのご助力の賜物と感謝しております。こころの相談室に所属するスタッフの臨床活動，研究活動の一端を掲載いたしました。皆さま方の忌憚なきご意見，ご感想をお聞かせいただければ幸いです。

一昨年9月，公認心理師法が国会で成立し，心理職の国家資格化の動きが具体化してきました。このような社会の動向のなかで，今後「こころの相談室」のあり方を再考する必要性が生じてくると思われます。今後とも，ご支援，ご鞭撻のほど，どうぞよろしく願いいたします。

(稲塚 葉子)

京都女子大学大学院
こころの相談室 心理臨床研究

第8号
2017年3月31日発行

編集
発行 京都女子大学大学院こころの相談室

〒605-8501 京都市東山区今熊野北日吉町35
電話 075-531-9148

印刷・製本 株式会社北斗プリント社

